

徳島県告示第五百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの	廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日
ビオラ合同会社	徳島市かちどき橋一丁目三七番地の一 アルファステイツかちどき橋八〇三号室	訪問看護ステーションビオラ	徳島市八万町内浜一三〇番地一 森住宅C棟C一一号室	介護予防訪問看護	令和六年七月二十六日	令和六年八月三十一日